

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【会社名】	株式会社郷鉄工所
【英訳名】	Go Iron Works Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長 瀬 隆 雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岐阜県不破郡垂井町表佐字大持野58番地の2
【縦覧に供する場所】	株式会社郷鉄工所東京支店 (東京都中央区日本橋三丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長瀬隆雄は、当社グループの財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しております。当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があるなど固有の限界を有するため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成28年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して実施いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、前事業年度の売上高を指標に、概ね2/3以上を基準として重要な事業拠点を選択し、それらの事業拠点における当社の事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」「棚卸資産」に至る業務プロセスについて、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、実施記録の検証等の手続を実施することにより、統制上の要点に係る整備及び運用状況を評価いたしました。

さらに、財務報告への影響を勘案して、重要な虚偽記載の発生可能性が高い取引を行っている業務に係る業務プロセス及び見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、平成28年3月31日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

固定資産プロセス（取得）における内部統制の重要な不備

取締役会の決議を経る必要がある製造販売権（無形固定資産）の取得を伴う業務提携契約について、取締役7名中4名の承認により契約の締結がなされました。当該不備は、重要な資産の取得に関する取締役会決議を得ることが徹底されていなかったためであります。当社グループは、固定資産の取得に係る承認という内部統制が有効でないと判断いたしました。

購買プロセス（返品）における内部統制の重要な不備

一部の太陽光発電設備工事のために調達した部材が適切な承認手続きを経ず、取引先へ返品されておりました。結果、当該返品に係る伝票が関係部署に届けられなかったことが原因で返品処理が行われておりませんでした。当該不備は、適切な社内承認を経ているならば、返品取引の事実を関係部署においても認識され、返品処理漏れは回避できたことから、当該返品に係る承認という内部統制が有効でないと判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度末日までに是正されなかった理由は、上記の不備が事業年度末日後の財務諸表作成の過程で判明したためであります。

当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、当事業年度末日後、当該プロセスのチェック体制の強化など以下の再発防止策を講じ、翌事業年度においては、適切な内部統制の整備・運用をしております。

固定資産プロセス（取得）における内部統制の是正措置

固定資産の取得内容に応じた稟議書又は取締役会の承認を得ることを徹底します。また、取締役においても社内の業務プロセスを理解し、適切な運用を徹底します。

購買プロセス（返品）における内部統制の是正措置

原材料等の返品を行う際、購買責任者が返品依頼書及び返品に係る注文書の内容を確認したうえで、返品取引の承認を行うとともに、購買担当者が原材料等の返品（現物の引渡し）を確認したうえで、取引先より返品伝票を受領することを徹底します。

今回の内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、平成28年3月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。